

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
1	<p>[各インタフェース出力情報の出力形式について] 都道府県、事業者、保険者インタフェースでの出力形式で E X C E L 形式が可能でしょうか。可能であれば、どの出力情報が対象になりますか。</p>	<p>事業所インタフェースについては、先般の説明会のとおり csv 形式のみのファイル出力になり、Excel 形式のファイル出力は不可となりました。都道府県、保険者インタフェースについては、基本を csv 形式としておりますが、システムを導入されていない都道府県、保険者については Excel 形式による出力も検討しております。</p>
2	<p>[共同処理用受給者情報の設定について] 保険者が共同処理を委託する場合の必須項目として、共同処理用受給者情報基本項目がありますが、共同処理用受給者情報基本項目の中の被保険者氏名（漢字氏名）及び住所（漢字）をすべて全角カタカナ情報で入力することは差し支えありませんか。</p>	<p>被保険者氏名および住所の漢字項目は申請書などの宛先として使用しています。 出力帳票における印字が、全角カタカナでもよいということであれば、差し支えないと考えます。</p>
3	<p>[共同処理用受給者情報の設定について] 被保険者氏名（漢字氏名）をすべて全角カタカナとして差し支えない場合は、申請書等にあるフリガナ情報を出力時に空白とすることはできますか。</p>	<p>個別の要求になりますので、連合会のカスタマイズとなります。</p>
4	<p>[各種支払支援処理（振込データ）の項目について] 平成 11 年 10 月 14 日介護保険システム担当者説明会資料 3 保険者インタフェースの各種支払支援処理 P 306～において「国保連合会が振込データ作成までを行う場合」を行った場合、連合会で「振込データ」の作成を行いますが、この「振込データ情報」において「仕向銀行」及び「口座番号（依頼人）」は「各保険者名」及び「各保険者の取扱い銀行口座」となるのでしょうか。</p>	<p>「仕向銀行」は、各保険者が取扱っている銀行となります。 「口座番号（依頼人）」は、各保険者が取扱っている銀行口座となります。 どちらも、共同処理用保険者情報で提供されたデータを使用します。</p>
5	<p>[各種支払支援処理（振込データ）の項目について] 「振込データ情報」において「被仕向銀行」は「各受給者の銀行」となるのでしょうか。なお振込人名は、「各保険者名」となり、「連合会名」にはならないものと理解してよろしいのでしょうか。</p>	<p>「被仕向銀行」は、各受給者の銀行となります。 「国保連合会が振込データ作成までを行う場合」の振込人は、各保険者となります。 「国保連合会が受給者への振込までを行う場合」の振込人は、国保連合会となります。</p>

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
6	<p>[各種支払支援処理（振込データ）の修正について] 保険者に「振込データ情報」を送付した場合、保険者が「振込データ情報」の内容を「確認」し、訂正したい項目があったら「修正」できるのでしょうか。</p>	<p>保険者のシステムが、「振り込みデータ情報」を修正する機能を有するかどうかによります。</p>
7	<p>[受給者台帳情報の削除について] 受給者異動情報で新規で登録し、連合会の受給者台帳への更新後、保険者から削除依頼が合った場合は、受給者訂正情報で削除するのでしょうか。また、削除された情報は履歴及び削除内容の情報の保有はできるのでしょうかご教授ください。</p>	<p>ご質問のとおり、台帳の削除は保険者から訂正連絡票を提出していただき、台帳保守画面により行います。 また、削除した情報の履歴は管理しませんが、同一キーの情報の登録またはバッチ処理による削除を行わなければ復元することも可能です。 （保守画面の削除機能は、情報に削除フラグを設定する処理で、バッチ処理による削除機能でデータを消去します。）</p>
8	<p>[共同処理用受給者情報の項目について] 共同処理用受給者異動連絡票情報の項目に「帳票出力順コード」がありますが対象となる帳票を示していただきたい。</p>	<p>対象となる帳票は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定更新支援処理 全部 ・償還払給付額管理処理 償還払支給決定者一覧表、償還払不支給決定者一覧表、償還払支給(不支給)決定通知書、外字空白印字リスト ・介護給付費通知作成処理 全部 ・高額介護サービス費支給処理 高額介護サービス費給付対象者一覧表、 高額介護サービス費給付のお知らせ、 高額介護(居宅支援)サービス費支給申請書、 外字空白印字リスト(高額介護サービス費給付対象者)、 高額介護サービス費支給(不支給)決定者一覧表、 高額介護サービス費支給(不支給)決定通知書、 外字空白印字リスト(高額介護サービス費支給(不支給)決定者) ・各種支払支援処理 振込者一覧表、振込不能者一覧表

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
9	<p>[共同処理用受給者情報の項目について] 共同電算用受給者情報異動連絡票の記入方法について、「保険者給付支払の一時差し止め区分コード」は必須項目ではないのですが、「1. 非対象」を記入するのはどのような場合ですか。また、この場合、保険者給付支払の一時差止の開始年月日・終了年月日はどうなりますか。</p>	<p>一時差止の非対象者の場合記入します。ただし、ご質問のとおり省略可能です。</p>
10	<p>[受給者異動情報の項目について] 10/14 インタフェース仕様書（案）保険者編 P 9 1（3）広域連合（政令市）で作成する受給者異動情報の作成イメージにおいて、異動事由が「取得」となっているが、コード一覧（P1024）では、市町村間異動（政令市では区間異動）があるので、「取得」ではなく「異動」となるのではないか。 「取得」が正しい場合、C町での受給資格喪失の届出が必要と思われる。</p>	<p>異動事由は、“03：広域連合における受給者の市町村間異動（政令市における受給者の区間異動）”となります。</p>
11	<p>[償還払支給（不支給）決定通知書の出力について] 10/14 インタフェース仕様書（案）保険者編 P 5 1 9、償還払支給（不支給）決定通知書の出力例では「給付の種類」欄に通所リハ、福祉用具貸与、住宅改修が混在しているが、サービス種類毎に決定通知書を分けて出力することは可能ですか。</p>	<p>償還払支給（不支給）決定通知書は申請書単位に出力するため、申請書が分かれば可能です。</p>
12	<p>[インタフェース規定について] 10/14 インタフェース仕様書（案）保険者編 P1015、 国保連合会に提出する情報で、受給者異動情報・償還払給付額管理情報等をテープ（MT）1巻に作成する場合、どのMTラベル形式で作成するのですか。</p>	<p>マルチファイルボリュームのラベル形式に従い作成してください。</p>
13	<p>[受給者異動情報の項目間整合性について] 受給者異動情報を作成するにあたって、「異動区分コード」のケースを教えてください。</p>	<p>全てのケースを掲載できませんが代表的な例を以下に示します。 新規：初めての要介護認定、転入等 変更：区分変更、区間移動、その他内容変更 終了：死亡・転出等の被保険者資格喪失</p>

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
14	<p>[受給者異動情報の作成について] 平成11年10月14日付けインタフェース仕様書 保険者編 P 6 6 9 出来高医療費の設定について P 6 6 9 ~ 6 7 2 (集計レコード) の項番 5 0 ~ 5 7 の出来高医療費は、 項番 4 3 ~ 4 9 の請求分の再掲ですか、別掲ですか。</p>	<p>項番 4 3 ~ 4 9 と 5 0 ~ 5 7 とは別掲となります。 項番 4 3 ~ 4 9 は決定後の通常審査支払分であり、項番 5 0 ~ 5 7 は決定後の出来高分となります。</p>
15	<p>[給付実績情報の項目について] 平成11年10月14日付けインタフェース仕様書 保険者編 P 6 6 9 限度額管理対象点数、対象外点数の設定について P 6 6 9 ~ 6 7 2 (集計レコード) の項番 1 2 (限度額管理対象点数) 及び項番 1 3 (限度額管理対象外点数) は、計画点数ベース、請求点数ベ ース、決定後点数ベースのいずれですか。 決定後点数ベースでない場合、決定後の限度額管理対象点数、限度額管 理対象外点数はどのように把握すればよいですか。(明細書情報レコ ードから積算するしかないのですか。)</p>	<p>P 6 6 9 ~ 6 7 2 の集計レコードの項番 1 2 (限度額管理対象点数) 及 び項番 1 3 (限度額管理対象外点数) は、請求点数ベースであり、明細書 情報レコードから積算されます。当該項目は、事業所が給付点数を計算 するための項目であり、給付点数をもとに支払額を決定するため、給付 実績上決定点数は定義しておりません。</p>

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
16	<p>[給付実績情報の項目について] 平成11年10月14日付けインタフェース仕様書 保険者編 P 73 5、給付実績レコード構成図における過誤修正後の現物給付の請求書について 過去に保険者へ提供された現物給付実績に対して過誤修正が発生した場合、過去に提供された現物給付請求書1件分(基本+明細+出来高+食事+集計)の単位で、過誤修正が反映されたデータがあらためて保険者へ提供されますか。 「過誤修正後の現物給付請求書」には「再審査決定された現物給付請求書」も含まれますか。</p>	<p>過誤修正が発生した場合、過去に提供された現物給付請求書単位で、過誤修正が反映されたデータを改めて提供します。 「過誤修正後の現物給付請求書」の意味に「再審査決定された現物給付請求書」も含まれます。</p>
17	<p>[受給者台帳について] 認定審査会に不服審査請求を行っている受給者に対し、「容認」との裁定が下り要介護度が変わる場合(受給者台帳に要介護度3で登録されている受給者が、要介護4に変わる場合等) 受給者台帳に対してはどのような処置(異動又は、訂正)を行うのか。</p>	<p>ご質問の場合、当初の認定は誤りとなり不服審査請求により訂正されることになるため、受給者訂正連絡票により、国保連合会台帳を変更することとなります。</p>
18	<p>[保険者向けの出力帳票について] 審査支払業務において、保険者向けの出力帳票は、広域連合の構成市町村ごとに出力されますか。</p>	<p>保険者向けの介護給付費等請求額通知書等は広域連合保険者の場合、構成市町村ごとに出力され、一括して広域保険者に送付されます。</p>
19	<p>[給付実績情報の項目について] 平成11年10月14日のインタフェース仕様書 保険者編 (P 185 ~ 187) 保険者向け給付実績情報の項目「決定前欄 項番38~61」と「決定後欄 項番62~85」の違いを教えてください。</p>	<p>給付実績の決定前は資格チェック後審査決定前の情報、決定後は審査決定後の情報を設定します。</p>

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
20	<p>[給付実績情報の項目について] 平成 11 年 10 月 14 日のインタフェース仕様書 保険者編 P 187、 保険者向け給付実績情報レコ - ドにある「警告区分コード 項番 86」 の意味を教えてください。</p>	<p>請求と国保連合会の台帳とが不一致であるため、資格照合票に出力されているデータであることを表します。なお、この場合の審査は、台帳情報に基づき行われます。</p>
21	<p>[受給者異動情報の項目について] 平成 11 年 10 月 14 日のインタフェース仕様書 保険者編、 要支援者が要介護認定申請をした際に「変更申請中区分コード」を“2： 申請中”として異動情報を作成する必要がありますか。なお作成する場合「申請種別コード」は、“新規”又は、“変更”どちらで作成するのですか。</p>	<p>ご質問のとおり、要介護状態区分の変更申請同様、申請月と決定月とが異なる場合保険者は、“申請中”の異動情報を国保連に送付する必要があります。また、申請種別コードについては、要介護状態が決定された時に“新規”を設定する。</p>
22	<p>[受給者異動情報の項目について] 平成 11 年 10 月 14 日資料 3 (インタフェース仕様書 (案) 保険者編) の P16 における受給者異動連絡票項番 25 の「居宅サービス計画適用開始年月日」の定義はどのようなものなのでしょうか。 居宅介護支援事業所の変更が月の途中にあった場合 (仮に平成 12 年 6 月 15 日に A 支援事業所から B 支援事業所へ変更)、受給者異動情報 (「支援事業所番号」及び「居宅サービス計画適用開始年月日」) を保険者から連合会がもらう事になるが、具体的な内容はどのようになりますか。 「居宅サービス計画適用終了年月日」の定義はどのようなものなのでしょうかご教授ください。</p>	<p>要介護者又は要支援者が居宅サービス計画作成の依頼の旨を市町村に届け出た年月日を設定します。(平成 11 年 9 月 17 日全国課長会議資料 P78「居宅サービス計画作成依頼 (変更) 届出書」の届出日)</p> <p>支援事業所番号及び居宅介護サービス計画適用開始年月日の変更は事業所の変更があった年月日と考えます。</p> <p>基本的には、要介護認定終了日と考えます。</p>

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
23	<p>[受給者異動情報の項目について] インタフェース仕様書（案）保険者編（平成 11 年 10 月 14 日版 P16 下記の場合は異動情報を作成しなくてもよいと考えているがよろしいでしょうか？ 受給者の「認定有効期間」が過ぎても再度申請をしてこなかった場合。 認定期間中に転出等で資格喪失した場合の、認定有効期間（開始年月日・終了年月日）の変更。 要介護状態区分コード：01「非該当」のときは、認定有効期間（開始年月日・終了年月日）は空白でよいでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり認定終了年月日は、認定時に設定されるものと考えられるため、改めて異動情報を作成する必要はありません。 認定されている認定修了年月日以前に資格喪失となるため、資格喪失の年月日を認定有効期間（終了年月日）として異動情報を作成して下さい。 新規申請で非該当となった場合は、異動情報を作成する必要はありません。それ以外については被保険者からの申請を保険者が非該当とした場合、当該被保険者の有効期間とならないため、新規申請同様、異動情報を作成する必要はありません。</p>
24	<p>[受給者異動情報の項目について] インタフェース仕様書（案）保険者編（平成 11 年 10 月 14 日版 P15 受給者異動連絡票情報の「異動区分コード」・「申請種別コード」について 申請の取り下げ、申請却下の場合、申請種別コードの設定はどのようにすればよいでしょうか。 受給者異動連絡票情報の「変更申請中区分コード」・「申請年月日」について 区分変更申請の取り下げ、申請却下の場合は、「変更申請中区分コード」＝（2：申請中 1：申請なし）でデータと作成すればよいでしょうか。</p>	<p>ご質問が、保険者が被保険者からの申請について取り下げ又は却下したという意味であるなら、異動情報を作成する必要はありません。 被保険者からの申請について、保険者が同一月に取り下げ、却下の決定を行った場合には異動情報を作成する必要はありませんが、月をまたぎ、決定を行った場合には、申請月の翌月初までに訂正連絡票により異動情報を削除します。</p>

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
25	<p>[受給者異動情報の作成内容について]</p> <p>インタフェース仕様書(案)保険者編(平成11年10月14日版)月次単位で受給者異動情報を作成することになるが、例えば4月分の異動情報作成を5月2日の業務終了後に行った場合、5月1日、2日分の異動情報も含めてよいでしょうか。(この場合、翌月処理5月分の異動情報の中には5月1日、2日の異動情報は含めない事とします。)</p> <p>5月1日に資格喪失したが、4月分の異動情報としては資格取得中としておかなければならないのでしょうか。</p> <p>未来日付の申請日についても異動情報として作成してよいか。例えば、4月中に5月日付で申請し、認定結果も出たときに、4月分の異動情報に5月の申請日、認定期間のデータも含めることは可能でしょうか。</p> <p>異動情報の異動年月日は、システムの中でどのように扱われるのでしょうか。受給者台帳の履歴管理上のキー(訂正時等のキー)としてのみ使用されるのか、その他の審査支払等のシステムにおいて何らかのチェック項目として使用されるのか。</p>	<p>基本的には含めないこととしておりますが、含める場合には5月分の異動情報の異動年月日(当該情報が5月に有効となる場合)は5月となります。(平成11年12月8日資料No.1「業務処理上の留意事項」P5参照。)</p> <p>ご指摘のとおりです。</p> <p>平成11年12月8日資料No.1「業務処理上の留意事項」P3参照。</p> <p>平成11年12月8日資料No.1「業務処理上の留意事項」P1参照。</p>
26	<p>[共同処理用受給者異動情報の項目について]</p> <p>インタフェース仕様書(案)保険者編(平成11年10月14日版P448、508、共同処理用受給者異動連絡票情報の項目(項番12「帳票出力順序コード」)は、帳票出力時のソートで使用するため「市町村コード等」を設定するとなっております。とすると同一保険者内の受給者には同一コードを設定することになるのか、それとも行政区番号のような保険者内で区分する番号等を設定するのか。</p>	<p>任意のコードの設定が可能です。</p>
27	<p>[受給者異動情報について]</p> <p>インタフェース仕様書(案)保険者編(平成11年10月14日版P16)受給者異動連絡票情報の項目(項番27~32の支給限度基準額関係)については、国及び市町村条例で定められた点数等を設定し、変更等があれば市町村固有情報訂正連絡票を送付してもらうことになると思います。</p> <p>その場合、保険者は「受給者異動連絡票情報」を作成することなく、市町村固有情報を送付することにより、自動的に国保連合会の受給者台帳を更新するようなことをシステム上考えられているのでしょうか。</p>	<p>市町村が定めた支給限度基準額が、すべての受給者に適用されるとは限らず、併せて適用期間の変更も必要となるため、市町村固有情報とは別に受給者異動情報を保険者が作成することを考えています。(ご質問の内容には、システム的な対応を行っておりません。)</p>

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答																									
28	<p>[受給者異動情報の項目について] 平成 11 年 10 月 14 日資料 3 (インタフェース仕様書(案)保険者編) の P17 受給者異動情報の「標準負担額・特定標準負担額」は月額を設定するのですか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>																									
29	<p>[受給者異動情報について] 以下のようなケースのデータ送付は、どのようにしたらよいのでしょうか。</p> <p>(登録済情報)</p> <table border="1" data-bbox="264 758 936 842"> <thead> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>異動日</th> <th>要介護度</th> <th>認定開始日</th> <th>認定終了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0000000001</td> <td>20000901</td> <td>要介護 1</td> <td>20000915</td> <td>20010331</td> </tr> <tr> <td>0000000001</td> <td>20010315</td> <td>要介護 1</td> <td>20010401</td> <td>20010930</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下の情報の漏れを発見)</p> <table border="1" data-bbox="264 917 936 970"> <thead> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>異動日</th> <th>要介護度</th> <th>認定開始日</th> <th>認定終了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0000000001</td> <td>20000401</td> <td>要介護 2</td> <td>20000401</td> <td>20000930</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の場合、 の認定開始日を (20001001 のように) 訂正しなければ、 のデータと「認定期間」が重なってしまう。よって のデータに対して訂正連絡票を作成しますが、 のデータはどのように作成すればよいのでしょうか。(異動区分は新規でしょうか)</p>	被保険者番号	異動日	要介護度	認定開始日	認定終了日	0000000001	20000901	要介護 1	20000915	20010331	0000000001	20010315	要介護 1	20010401	20010930	被保険者番号	異動日	要介護度	認定開始日	認定終了日	0000000001	20000401	要介護 2	20000401	20000930	<p>(1) 訂正連絡票により、及び の情報を削除する。 (2) 異動区分 = 新規で の異動情報を作成する。 (3) 異動区分 = 変更で及び の異動情報を作成する。</p>
被保険者番号	異動日	要介護度	認定開始日	認定終了日																							
0000000001	20000901	要介護 1	20000915	20010331																							
0000000001	20010315	要介護 1	20010401	20010930																							
被保険者番号	異動日	要介護度	認定開始日	認定終了日																							
0000000001	20000401	要介護 2	20000401	20000930																							

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答																		
30	<p>[受給者異動情報について] 広域連合内の構成市町村間異動情報について以下のようなケースのデータ送付は、どのようにしたらよいのでしょうか。</p> <p>(1) 2000年4月1日にA広域内B市で被保険者の資格を取得しています。</p> <p>(2) 2000年7月12日にA広域内C市に転出(広域内転居)しました。</p> <p>(3) 2000年7月14日にA広域内D町に転出(広域内転居)しました。</p> <p>平成11年12月8日資料 1「業務処理上の留意事項等」P2の によると、異動情報の発生順を意識して異動年月日を設定することになるので、上記2000年7月分の情報では、(2)(3)それぞれの情報の証記載保険者番号を設定して作成する。(この場合は、2件作成することによってよいでしょうか)</p> <p>別件ですがこのような場合、「資格取得年月日」の情報は変更なしと考えて良いのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p> <p>ご指摘のとおりです。</p>																		
31	<p>[受給者異動情報について] 受給者異動連絡票情報の「要介護状態区分コード」、「認定有効期間」の送付方法について、以下のようなケースの場合、データ送付はどのようにしたらよいのでしょうか。</p> <p>(2000年6月送付登録済情報)</p> <table border="1" data-bbox="264 1050 1077 1118"> <thead> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>異動日</th> <th>要介護度</th> <th>認定開始日</th> <th>認定終了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0000000001</td> <td>20000515</td> <td>要介護1</td> <td>20000515</td> <td>20000930</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記データの誤りを「6月」に発見)</p> <table border="1" data-bbox="264 1193 831 1246"> <thead> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>要介護度</th> <th>認定開始日</th> <th>認定終了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0000000001</td> <td>要介護2</td> <td>20000518</td> <td>20010930</td> </tr> </tbody> </table> <p>異動年月日(20000515)を基に受給者情報訂正連絡票を作成することになるとは思いますが、例えば6月分として「居宅介護支援事業者番号」にも異動があった場合は、受給者異動連絡票の異動年月日を6月で作成し、訂正連絡票、異動連絡票の両方を7月に送付するということですか。</p>	被保険者番号	異動日	要介護度	認定開始日	認定終了日	0000000001	20000515	要介護1	20000515	20000930	被保険者番号	要介護度	認定開始日	認定終了日	0000000001	要介護2	20000518	20010930	<p>ご指摘のとおりです。</p>
被保険者番号	異動日	要介護度	認定開始日	認定終了日																
0000000001	20000515	要介護1	20000515	20000930																
被保険者番号	要介護度	認定開始日	認定終了日																	
0000000001	要介護2	20000518	20010930																	

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答																								
3 2	<p>[受給者異動情報について] 受給者異動情報の送付方法について以下のようなケースの場合、異動情報はどのようにすればよいのでしょうか。</p> <p>(登録済異動情報)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>異動日</th> <th>要介護度</th> <th>認定開始日</th> <th>認定終了日</th> <th>公費負担上限額有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0000000001</td> <td>20000515</td> <td>要介護 1</td> <td>20000515</td> <td>20000930</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>0000000001</td> <td>20000915</td> <td>要介護 2</td> <td>20001001</td> <td>20010930</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>0000000001</td> <td>20010915</td> <td>要介護 2</td> <td>20011001</td> <td>20020930</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 0 0 1 年 1 1 月の段階で、この人は 2 0 0 0 年 8 月 1 日から生活保護の受給者ということがわかりました。</p> <p>上記のように過去に遡って有効な情報を送付する場合の異動情報はどのように作成すればよいのでしょうか。 (、 、 に対して訂正連絡票をおこすのか、等)</p>	被保険者番号	異動日	要介護度	認定開始日	認定終了日	公費負担上限額有無	0000000001	20000515	要介護 1	20000515	20000930	なし	0000000001	20000915	要介護 2	20001001	20010930	なし	0000000001	20010915	要介護 2	20011001	20020930	なし	<p>(1) 異動日 = 20000801、公費負担上減額有無 = ありの異動情報を作成する。</p> <p>(2) 異動日 = 20000915 及び 20010915 の情報を訂正連絡票により公費負担上減額有無 = ありに修正する。</p>
被保険者番号	異動日	要介護度	認定開始日	認定終了日	公費負担上限額有無																					
0000000001	20000515	要介護 1	20000515	20000930	なし																					
0000000001	20000915	要介護 2	20001001	20010930	なし																					
0000000001	20010915	要介護 2	20011001	20020930	なし																					
3 3	<p>[給付実績交換処理について] サービス提供月の翌月第 3 週に保険者保有給付実績情報(償還払分：償還払給付額管理処理の委託なし) を国保連合会に送付しますが、サービス提供月の翌々月第 2 週に国保連合会より送付される国保連合会保有給付実績情報の中には、償還払分のデータを含んでいるのでしょうか。</p>	<p>ご質問の場合、償還払分の給付実績のデータは含んでおりません。 保険者から償還払給付額管理処理を委託されている場合には、国保連合会から保険者に送付される給付実績には償還払分のデータも含まれておりますが、委託されていない場合には、国保連合会より審査支払処理分の給付実績を保険者に送付し、保険者より償還払分の給付実績を受け取り、受け取った償還払分の更新結果情報を保険者に返します。</p>																								

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
34	<p>[受給者情報突合情報の項目について]</p> <p>(1) 受給者情報突合情報の項目“突合区分”で最新情報とは、どのようなものか教えてください。</p> <p>(2) 項目“突合区分”は、被保険者毎に設定できるレコードレイアウトですが、実際の運用を考えると、各被保険者に各々突合区分を設定するのは不可能に思われます。多分1回の突合処理で設定する突合条件は1つになる(全保険者同一)と思われます。仮に、各保険者の突合区分を個別に設定した場合、国保連ではそのように処理を行っていただけるのでしょうか。</p>	<p>(1) 突合区分：1及び3の最新情報の説明をいたします。 突合区分が「1：認定期間内の最新情報」の場合は、指定された「認定有効年月」が含まれる認定有効期間を持つ情報の最も現在に近い異動年月日の情報です。 突合区分が「3：一定期間内の最新情報」の場合は、指定された「突合開始年月」～「突合終了年月」において最も現在に近い異動年月日の情報です。</p> <p>(2) ご指摘のとおり、“突合区分”は同一保険者の被保険者はすべて同一となります。</p>
35	<p>[受給者情報突合情報の項目について]</p> <p>受給者情報突合情報の項目“突合開始年月”、“突合終了年月”とは、異動年月日の年月ですか、それとも国保連に送付した年月ですか。</p>	<p>突合年月とは異動年月日の年月になります。</p>

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
36	<p>[受給者情報突合情報の作成条件について]</p> <p>(1) 受給者情報突合結果情報は、下記 , のどちらの構成なのか。 エラーのあるデータのみで構成 保険者保有情報 + 国保連保有情報 (エラー有無を問わない) また、 であるなら正常データの“突合結果区分”では何が設定されますか。</p>	<p>(1) 基本的には です。 突合の結果として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険者保有情報に存在し、国保連保有情報に 存在しない場合は保険者保有情報を返却 2. 国保連保有情報に存在し、保険者保有情報に存在しない場合は国保連保有情報を返却 3. どちらにも存在するが内容に相違のあるものについては保険者保有情報および国保連保有情報を返却となります。
37	<p>[受給者異動情報の項目について]</p> <p>保険者側からの問合せですが、被保険者の中に「生年月日」に関して問題がある方が数名います。具体的には以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生年月日が無い (記憶喪失状態で保護されたため) 2. 閏年でない年に 2 月 29 日、2 月 30 日となっている 3. 元号の変わり目で、ありえない日になっている (例：昭和 64 年 1 月 10 日) <p>3. のケースの場合、西暦換算で処理するのであれば、特に問題無いと思われそうですがいかがでしょうか。 なお、他の 2 つのケースは、エラーになると思いますが、強制入力処理等は可能なのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生年月日が無い場合はエラーになります。 2. 有り得ない日付はエラーになります。 3. 西暦で処理するため問題ありません。

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質問	回答								
38	<p>[受給者異動情報の項目について]</p> <p>保険者からの受給者異動情報の中に「老人保健受給者番号」、「老人保健市町村番号」があるが、これは空欄でもかまわないのか。また、それがエラーになるとしたら、適当に数字を入れておけばエラーにならないのか教えていただきたい。</p>	<p>標準システムにおいて必須チェックは行いません。</p>								
39	<p>[償還払不支給決定者一覧表について]</p> <p>平成 11 年 10 月 14 日資料 3 (インタフェース仕様書(案)保険者編) の P394、518</p> <ul style="list-style-type: none"> 整理番号単位で1点でも上限オーバーした場合、その申請金額すべてが給付実績に登録されないと考えてよろしいでしょうか。 その場合、償還払い不支給決定者一覧表では何点分が限度額オーバーしたのか、どの項目に出力されるのでしょうか。(限度額に納まる内容で再入力する際、必要とめます) <div data-bbox="264 890 1041 1197" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>限度額 100 点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">20 点</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現物分</td> <td style="text-align: center;">50 点</td> <td style="text-align: center;">50 点</td> <td style="text-align: center;">50 点</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"> < 不支給決定者一覧表 > 申請金額 70 点 上限超過点数 20 点 </p> <p style="text-align: right;"> 上限内 給付実績に登録 </p> </div> <p>この情報は作成されないのでしょうか。</p>		20 点			現物分	50 点	50 点	50 点	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおりです。 「償還払不支給決定者一覧表 備考」欄に出力されます。(平成 11 年 10 月 14 日説明会資料 No.3 P518 「償還払不支給決定者一覧表 備考」参照。)
	20 点									
現物分	50 点	50 点	50 点							

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
4 0	<p>[給付実績情報の取消について] 平成 11 年 10 月 14 日資料 3 (インタフェース仕様書 (案) 保険者編) の P630、638 保険者から保険者保有給付実績「給付実績情報作成区分」= “ 3 取消 ” で送付する場合、レコードの構成は次の形式で問題ないでしょうか。 基本情報 + 取消すべきレコード (明細書情報・集計情報) の取消前の内容</p>	<p>ご質問の場合、基本情報レコードのみの構成となります。</p>
4 1	<p>[給付実績情報の項目について] 平成 11 年 10 月 14 日資料 3 (インタフェース仕様書 (案) 保険者編) の P668 高額介護サービス費については、現物給付分と償還分との合算値を基に算出されますが、その場合、「給付実績区分コード」には “ 1 ” 現物と “ 2 ” 償還どちらが設定されるのでしょうか。</p>	<p>ご質問の場合「 2 」を設定して下さい。なお、現物審査における保険と公費との給付調整の場合「 1 」を設定します。</p>
4 2	<p>[受給者異動情報の項目について] 平成 11 年 10 月 14 日資料 3 (インタフェース仕様書 (案) 保険者編) の P17 受給者異動連絡票情報「減免申請中区分コード」は、項番 3 9 ~ 4 2 と項番 4 3 ~ 4 6 の項目両方に係る区分と考えて良いのですか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>
4 3	<p>[共同処理用受給者異動情報の項目について] 平成 11 年 10 月 14 日資料 3 (インタフェース仕様書 (案) 保険者編) の P450 高額介護サービス費支給処理情報「世帯主被保険者番号 (世帯集約番号) 」は世帯主の被保険者番号でなくても世帯が特定できる番号であれば、それを設定しても良いのですか。 (世帯主が介護番号を取得しているとは限らないので)</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
4 4	<p>[償還払給付額管理処理情報の項目について] 平成 11 年 10 月 14 日資料 3 (インタフェース仕様書 (案) 保険者編) の P345、390 「整理番号」とは被保険者からの申請単位で採番するとなっていますが、各市町村で申請順に 1 から連番で設定してもらえば良いのですか。</p>	<p>保険者で任意に採番して下さい。 広域連合及び政令市の場合、広域連合内または政令市内で一意となるようにして下さい。</p>
4 5	<p>[償還払給付額管理処理情報の項目について] 平成 11 年 10 月 14 日資料 3 (インタフェース仕様書 (案) 保険者編) の P362 「保険給付率」とは「通常 9 0 %、滞納者 7 0 から 9 0 %、低所得者 9 7 %、減免 9 0 から 1 0 0 %」のことで良いのですか。</p>	<p>保険給付率は「通常 9 0 %、滞納者 7 0 から 9 0 %、減免 9 0 から 1 0 0 %」です。特別対策 7 % は公費として取扱います。</p>
4 6	<p>[給付管理票情報の項目について] 平成 11 年 10 月 14 日資料 3 (インタフェース仕様書 (案) 保険者編) の P154 認定期間内に毎月提出する給付管理情報「給付管理票情報作成区分コード」は、“新規”を設定すれば良いのですか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>
4 7	<p>[償還払給付額管理処理情報について] 平成 11 年 10 月 14 日資料 3 (インタフェース仕様書 (案) 保険者編) 償還払いのインターフェースで以前の仕様であった送付済みデータを修正する場合のインターフェースが見当たりません。修正はできないと考えて良いのですか。</p>	<p>給付実績交換処理にて行います。(平成11年10月14日説明会資料No.3 P627～参照：インタフェース仕様書 保険者編 11年10月14日 P627～)</p>
4 8	<p>[共同処理用市町村特別給付事業所情報の項目について] 「事業所番号」の付番について、指定サービス事業所でも基準該当事業所でもないところを市町村が特別給付認可事業所とし、連合会に市町村特別給付等支払処理を委託した場合において、そのようなところの事業所番号の付番は各市町村で行うのでしょうか。</p>	<p>市町村特別給付における事業所番号の付番は保険者と調整の上、都道府県内で統一することを推奨いたします。(平成 11 年 12 月 8 日説明会資料 No.1「業務処理上の留意事項」P16 参照)。また、市町村特別給付における事業所番号の付番の方法については、平成 11 年 10 月 14 日説明会資料 No.3 P1029 項番 67 参照。</p>

【連合会とのデータ交換に係る主な質問と回答】

No.	質 問	回 答
49	<p>[市町村特別給付等支払処理について]</p> <p>市町村特別給付等支払処理においては、「他県データ交換は行わず、全国決済処理対象外」とのことですが、市町村特別給付事業所が「県外事業所」である場合には本処理の対象外であるのかを確認いたします。（仮に、事業所番号の付番が都道府県の方で行われるとのことであるならば、「平成11年12月8日業務処理上の留意事項P20」の「他県に所在する基準該当事業所の請求支払処理」のように現物給付できるのではと考えましたので確認いたします。）</p>	<p>市町村特別給付は、市町村毎の判断により行われる共同処理の一部であり、また、県外事業所から給付を受ける頻度が少ないと考えられるため、全国決済及び他県データ交換の処理は行わないこととしております。</p> <p>なお、当該処理の現物給付化は県外事業所との直接請求・直接支払により行うことができます。</p>
50	<p>[広域連合/政令市における受給者異動情報について]</p> <p>広域連合及び政令市の受給者情報に異動が発生した場合、「平成11年10月14日資料 3（インタフェース仕様書（案）保険者編）」のP15、項番15「広域連合（政令市）保険者番号」は異動区分が「新規」、「変更」、「終了」何れの場合も必須とはなっていませんが、どのように設定すれば良いのでしょうか。</p>	<p>広域連合及び政令市の受給者異動情報については「広域連合（政令市）保険者番号」は保険者を特定する為に必要ですので、異動区分の如何にかかわらず、必ず設定して下さい。</p>